

夏期の電力需給対策の検討のための事前調査について

平成23年4月8日
経済産業省
製造業局
商務情報政策局

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により、東京電力及び東北電力管内においては相当の供給力不足が発生しているところであり、製造業事業者の皆様方には一層の節電及び計画停電への対応についてご協力をいただいているところです。

東京電力及び東北電力の供給力は今後一定の回復が見込まれるものの、夏には需給ギャップは再び拡大するため、国民・産業界等すべての需要家が更なる需要抑制に取り組むことが必要となります。特に、製造業事業者等の大口需要家（契約電力500kW以上）については、事業者の皆様方がご検討される需要抑制策の実効性と公平性を担保するため、電力使用制限を定める電気事業法第27条の活用を検討しております。

電気事業法第27条の活用のための制度設計の具体的内容については4月末日途で取りまとめることとなっておりますが、その検討のための事前調査にご協力いただきたく、製造業事業者の皆様におかれましては、以下の調査へのご協力をお願いいたします。

については、東京電力及び東北電力管区の大口径需要家（契約電力500kW以上）の使用最大電力削減案について、以下の事項を別添フォーマットにてご報告ください。

- (1) 今夏の需要抑制対策として、東京電力及び東北電力管区の大口径需要家（契約電力500kW以上）の大口需要家に対しては、昨年の当該事業所の夏期（7月～9月）の平日10時～21時における使用最大電力（上位3日間の平均）の25%程度の削減をお願いすることを検討しています。

については、

- ① 各事業所ベースの昨年夏期の使用最大電力（kW）の25%の削減案
- ② それを上限とした使用電力計画案（現時点でご検討中の生産計画に沿って想定される標準的な1週間の使用電力計画案）
- ③ 昨年使用最大電力を計測した日を含む1週間の使用電力実績に関する事項を別添フォーマットにご記入ください。

※ 使用最大電力は、東京電力又は東北電力からの買電のピークとし、自家発電は除いてください。使用電力計画についても、自家発電による電力の使用分は除いてください。

(2) また、会社内や同業・異業種内で複数の大口需要家がグループになって削減するというスキームも認められるよう検討中ですので、グループとしての削減を希望する事業者におかれましては、併せてご報告ください。

- ① グループ単位での夏期の使用最大電力 (kW) の 25% の削減案
- ② それを上限としたグループ単位及びグループに所属する各事業所の使用電力計画案 (現時点でご検討中の生産計画に沿った標準的な 1 週間の使用電力計画案)
- ③ グループ単位での昨年使用最大電力を計測した日を含む 1 週間のグループ単位及びグループに所属する各事業所の使用電力実績

に関する事項を別添フォーマットにご記入ください。

※ グループ単位での使用最大電力は、昨年のグループに参加する個々の事業所の電力需要を合成し、その合成需要の推移実績を出した上で、その使用最大電力 (上位 3 日間の平均) としてください。各事業所の使用最大電力の 25% 削減値の合計ではありません。今回の事前調査ではご報告いただく必要はありませんが、合成需要の実績と、今年の合成需要ベースでの使用電力計画については、使用制限期間 (3 ヶ月) 分作成し、経済産業省 (後述のとおり地方経済産業局が事務を担当することとなります) に後日ご報告いただくことになる見込みです。

※ 東京電力と東北電力の供給エリアで、それぞれ別々のグループを組む必要があるという前提でご検討ください。例えば、神奈川県の大口径需要家 (事業所) と新潟県の大口径需要家 (事業所) は別々のグループとしてご検討ください。

(3) 昨年の夏以降に稼働した、またはこれから夏までに稼働予定の事業所、工場、生産ライン、研究所などで、電力需要に配慮すべき事情があれば、併せてご報告ください。

(4) 事業所のピークシフトに伴う、本社の営業時間についてご報告ください。

(5) 削減案の策定にあたり、ご質問やご意見、ご要望がございましたら、併せてご報告ください。

(6) 東京電力管区に所在する事業所と、東北電力管区にある事業所とでファイルを分けて、別々にご提出ください。また、複数事業者のグループでの削減を希望する場合は、事業者間で代表する事業者を決めた上で、代表事業者がまとめてご提出ください。

以上を4月18日(月)13時までに以下の担当課までメールにてご提出願います。

【ご提出先・お問い合わせ先】

経済産業省製造産業局自動車課 飛矢崎（ひやざき）、立石

hiyazaki-mineo@meti.go.jp

tatsuishi-takuya@meti.go.jp

TEL：03-3501-1690

いただいた情報については、需要抑制対策の制度設計の内部検討の参考とさせていただきます、対外的に公表することはございません。

また、本事前調査については経済産業省本省各担当課よりご連絡を取らせていただいておりますが、電気事業法第27条の事務は地方経済産業局（関東経済産業局・東北経済産業局）が行うこととなっております。電気事業法第27条に関する事務連絡は後日地方経済産業局より行うこととなりますので、あらかじめご承知おきください。

以上、宜しく願いいたします。